

特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行細則

第1条 会費年額は次のとおりとする。

- (1) 正会員（医師・非医師）：10,000 円
- (2) 役員・評議員：12,000 円
- (3) FJCA（特別正会員）：27,000 円
- (4) 賛助会員：1口 100,000 円（5口までとする）

- ・ 研究対策委員会
- ・ 渉外広報委員会
- ・ 将来計画委員会
- ・ 行賞委員会
- ・ 保険対策委員会
- ・ FJCA 委員会
- ・ 教育委員会
- ・ 医療安全対策・倫理委員会

第2条 名誉会員

役員の中から、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が推戴する。

- (1) 会長経験者
- (2) 役員（理事又は監事）就任が3期以上あること

- 2 委員長は運営委員会、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 委員は役員、評議員の中から、委員長が若干名を指名し、理事会の議決を経て、理事長が任命する。
- 4 目的・機能・委員会の定数・設置期間その他運営に関する必要事項は運営委員会、理事会において定める。
- 5 FJCA 委員会を資格審査委員会とする。

第3条 役員

評議員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する。

- (1) 審査申請・更新時に65歳未満であること

2 理事2名の推薦を必要とする。

第4条 評議員

正会員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する。

- (1) 審査申請・更新時に65歳未満であること
- (2) 原則として会員歴5年以上であること
- (3) 卒業後15年以上であること

2 理事または評議員2名の推薦を必要とする。

3 評議員の任期は2年とし、更新の年の総会日から始まり、翌々年の総会日に終わる。任期2年に満たない者も、更新の年の総会日に終わる。ただし、何れも再任は妨げない。

4 正当な理由なく連続3年間にわたり評議員会を欠席したものは、次期の評議員資格を失う。

附則

- 1 特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行細則は、平成19年12月13日から適用される。
- 2 第1条一般会員会費の変更、役員・評議員会費の追加、および第2条から第6条の追加、平成21年10月1日から適用される。
- 3 第1条会員種別の変更、FJCA（特別正会員）の追加、および第6条の特別正会員制度準備委員会名変更、第6条5の追加、平成21年12月17日から適用される。

第5条 学術集会会長

理事、評議員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する。

第6条 運営委員会

本会におく委員会は次の通りとする。

- ・ 総務委員会
- ・ 財務委員会
- ・ 編集委員会